

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年3月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400437号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400025号

第1 結論

請求期間のうち、平成3年5月及び同年6月の期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成3年5月及び同年6月
② 平成4年3月から平成6年3月まで

請求期間当時、私は学生であったが父親が私の国民年金の加入手続をA市B区役所で行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであるが、加入記録を確認したところ、36か月のうち9か月しか納付済みとなっていないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号*は平成5年3月29日に払い出されたことが確認でき、過年度納付が可能である。

また、国民年金保険料の納付について、オンライン記録によると、請求期間①直前の平成3年4月分は平成5年5月28日に過年度納付され、請求期間①直後の平成3年7月分から平成4年2月分までの各月分については、平成5年8月24日、同年9月27日、同年10月25日、同年11月25日、同年12月22日、平成6年1月25日、同年2月23日及び同年3月29日にいずれも時効期限に留意して毎月規則正しく過年度納付されている。

さらに、請求期間①は2か月であり、当該期間の国民年金保険料を納付していたとする父親の職業等に変更はないなど、生活状況に大きな変化があったことが認められず、請求者の保険料納付に支障が生じるような特段の事情はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者の父親は、請求者の請求期間①に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 請求期間②は2年を超えているところ、当該期間のうち平成4年3月の保険料を納付したことを確認する資料がない上、請求者に係るA市の国民年金被保険者収滞納一覧表によると、請求期間②のうち平成4年度及び平成5年度は未納と記録され、オンライン記録と一致している。

また、請求者が就職した後の平成7年2月8日に過年度納付書が発行されていることがオンライン記録で確認できることから、請求者の請求期間②のうち平成5年1月から平成6年3月までの期間において未納があったことがうかがえる。

さらに、A市B区は請求者の請求期間に係る国民年金の加入記録について、社会保険庁（当時）に移管したため確認できない旨回答している。

加えて、請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の父親は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができず、請求者自身は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に関与していないことから当時の状況は不明である。

このほか、請求者の父親が、請求者の請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の父親が、請求者の請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。